

平成 30 年度
強度行動障がい（児）者
実態調査報告書

平成 31 年 3 月

目 次

1	書面調査について -----	P 1
2	強度行動障がい（児）者実態調査の概要 -----	P 4
3	特別支援学校の状況について -----	P 9
4	追加調査について -----	P 1 0
5	まとめ -----	P 1 3
6	過去 3 回の実態調査の状況について -----	P 1 4
	（参考）強度行動障がい（児）者実態調査実施要領 -----	P 1 6

1 書面調査について

(1) 目的
本調査は、島根県内の強度行動障がい（児）者の人数及び支援状況等を把握し、強度行動障がい（児）者処遇支援体制整備事業による適切な支援の推進及び県が実施する施策への反映等により、強度行動障がい（児）者の福祉の向上を図ることを目的として平成 24 年度から 3 年ごとに実施している。
(2) 方法
調査票の郵送による。
(3) 期間
平成 30 年 9 月～10 月 (平成 30 年 9 月 1 日現在での状況を記入依頼)
(4) 調査対象機関
① 障害者総合支援法に基づく障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所 《対象となるサービス》 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A 型、B 型）、就労定着支援、共同生活援助、自立生活援助
② 児童福祉法に基づく障害児入所施設及び障害福祉サービス事業所 《対象となるサービス》 障害児入所施設（医療型、福祉型）、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス 保育所等訪問支援、居宅訪問型発達支援
③ 特別支援学校

(5) 調査票

強度行動障害判定基準表〔行動障害児（者）研究会,1989〕引用

強度行動障がいに係る調査票

※ 別紙「記入のめやす」を参考にチェックしてください。

事業所・施設名

記入者 職・氏名

利用サービス種別

他の事業所・施設のサービス利用 有 ・ 無

氏名		生 年 月 日	年 齢	性 別	男・女	出身 市町村	障がいに関する 診断名等	障害支 援区分		
									重度障害支援加算Ⅱ	有 ・ 無

項 目	頻 度	1点		3点		5点		項目 最 高 点	誘発原因となるもの	根本原因と考えられるもの
		ほぼ毎日	週に1・2回	月に1・2回	一日中	ほぼ毎日	週に1・2回	絶え間なく		
1 ひどい自傷	傷いじり									
	爪はぎ									
	叩く									
	噛む									
	髪抜き									
	頭突き									
	体いじめ									
2 強い他傷	噛みつき									
	蹴る、殴る									
	髪引き									
	頭突き									
	つねる、引っ掻く									
	目を突く									
3 激しい こだわり	場所									
	物									
	人									
	予定（時間）									
	閉じこもり									
4 著しい もの壊し	器物破損									
	服破り									
5 睡眠の 大きな乱れ	昼夜の逆転									
	その他の睡眠障害									
6 食事関係の 強い障がい	一緒に食事できない									
	異食									
	偏食									
	拒食									
7 排泄関係の 強い障がい	便いじり									
	強迫的な排尿便行動									
8 著しい多動	危険な飛び出し									
	一時も目を離せない									
	危険な行為									
9 激しい 騒がしさ	耐えられない大声奇声									
	大泣きが続く									
10パニックが ひどく指導困難	興奮で対応困難									
11粗暴で恐怖感 を与え指導困難	爆発的行動									
	対応に恐怖を感じる									
項目最高点の合計点数										

施設の意見記載欄

※ 現在、特に困っている行動障がいの内容等について具体的に記載してください。

※以下①～③の質問については、該当する番号に○をしてください

①現在の対象者の支援について、以下から当てはまるものに○をしてください

- 1 (毎日) 時間も労力も必要な個別の支援、または環境調整を行っている
- 2 (週に1～2回) 時間も労力も必要な個別の支援、または環境調整を行っている
- 3 (月に1～2回程度／必要な時に) 個別の支援、または環境調整を行っている
- 4 個別の支援や配慮等については特に行っていない

②調査票1にて点数化した内容について、現在実施している支援／サービスや環境調整が
なくなった場合、大きく点数が増加すること（＝行動障がいの強度・頻度が大きく増加すること）が
予想されますか？

- 1 はい (大きく増加する)
- 2 いいえ (増加しない、またはほとんど変化しない)
- 3 わからない

調査票における点数が 10 点以上を対象としてその結果をまとめる。

2 強度行動障がい（児）者実態調査の概要

（１） 配布数と回答率 ※障害福祉サービス及び障がい児福祉サービスのみ

	配布数と回答数	回答率
平成 24 年度	96/142 法人	67.6%
平成 27 年度	144/224 法人	64.3%
平成 30 年度	134/240 法人	56.0%

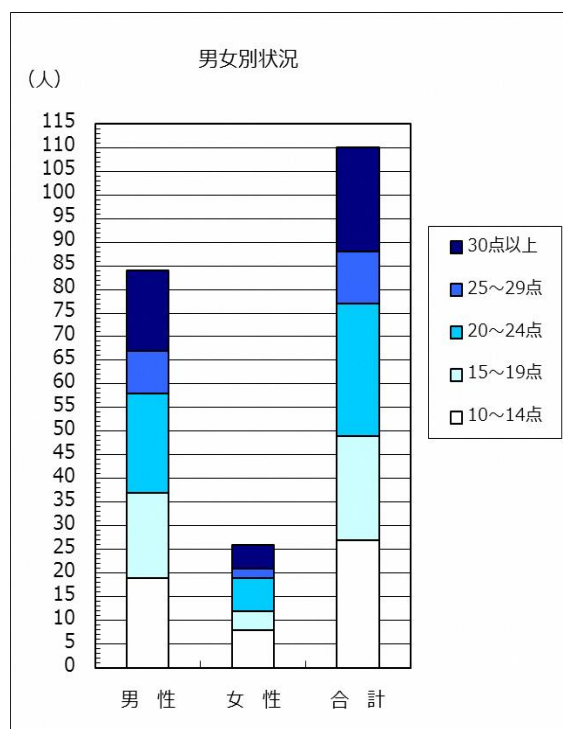
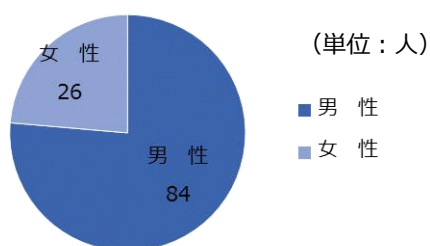
平成 30 年度調査対象機関と回答率

項目	区分		調査依頼 ヶ所数	回答 ヶ所数	回収率 (%)
障 が い 施 設 ・ 事 業 所	調査依頼先法人数		240	134	56%
		対象事業所等	1140	947	83%
		障害者支援施設	29	24	83%
		障害福祉サービス事業所	1104	921	83%
		障害児入所施設	7	3	43%

前回調査と比較して、配布法人数で見ると回答率は下がったが、対象事業所数の回収率で見ると回答率は高かった。

(2) 男女別状況

区 分	男 性	女 性	合 計
10～14点	19	8	27
15～19点	18	4	22
20～24点	21	7	28
25～29点	9	2	11
30点以上	17	5	22
合 計	84	26	110
構成比	76.4%	23.6%	100.0%

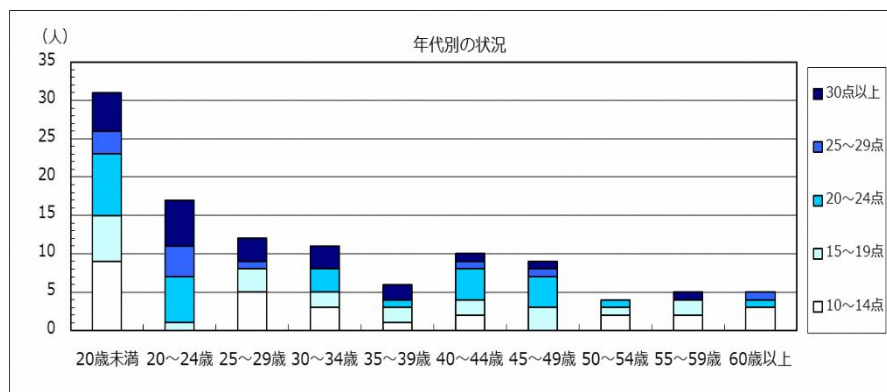


強度行動障がい（児）者としては全体で 110 名であった。

男女比を見ると 7 割以上が男性であった。

(3) 年代別状況

区 分	20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60歳以上	合 計
10～14点	9	0	5	3	1	2	0	2	2	3	27
15～19点	6	1	3	2	2	2	3	1	2	0	22
20～24点	8	6	0	3	1	4	4	1	0	1	28
25～29点	3	4	1	0	0	1	1	0	0	1	11
30点以上	5	6	3	3	2	1	1	0	1	0	22
合 計	31	17	12	11	6	10	9	4	5	5	110
構成比	28.2%	15.5%	10.9%	10.0%	5.5%	9.1%	8.2%	3.6%	4.5%	4.5%	100.0%



30 歳未満の割合が 54.6%を占め、前回調査と同様の状況であった。なかでも 20 歳未満については 28.2%と、前回調査の 15.8%と比較し増加傾向にあった。

(4) 利用サービスの状況 ※複数のサービスを利用されている場合は、重複して記載

① 利用サービス別状況

	生活介護	施設入所	放課後等デイ	行動援護 移動支援	共同生活援助	障害児入所	短期入所	就労継続B	日中一時	居宅介護	合 計
10～14点	16	14	7	3	1	2	1	0	0	0	44
15～19点	17	16	4	0	0	1	0	0	0	0	38
20～24点	20	15	7	1	0	0	0	0	0	0	43
25～29点	10	8	0	0	2	1	0	0	0	0	21
30点以上	20	13	1	1	2	1	0	0	0	0	38
合 計	83	66	19	5	5	5	1	0	0	0	184
構成比	45.1%	35.9%	10.3%	2.7%	2.7%	2.7%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

(単位：人)

利用サービス別でみると、生活介護での利用が45.1%と約半数を占めていた。

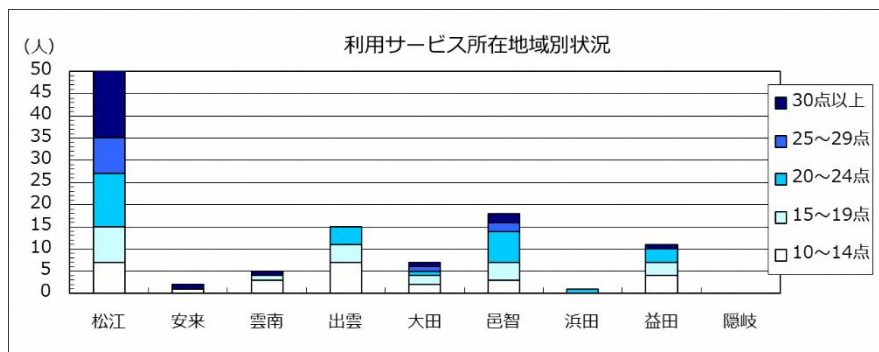
前回調査と比べると、放課後等デイサービスの利用者数が6倍に増えた一方、前回調査で利用のあった就労継続支援B型や居宅介護については、今回調査では利用者はいなかった。

② サービス事業所等所在地域別利用状況

(地域別の内訳) 松江：松江市 安来：安来市 雲南：雲南市、奥出雲町、飯南町 出雲：出雲市
大田：大田市 邑智：川本町、美郷町、邑南町 浜田：浜田市、江津市
益田：益田市、津和野、吉賀町 隠岐：海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町

区 分	松江	安来	雲南	出雲	大田	邑智	浜田	益田	隠岐	合 計
10～14点	7	1	3	7	2	3	0	4	0	27
15～19点	8	0	1	4	2	4	0	3	0	22
20～24点	12	0	0	4	1	7	1	3	0	28
25～29点	8	0	0	0	1	2	0	0	0	11
30点以上	16	1	1	0	1	2	0	1	0	22
合 計	51	2	5	15	7	18	1	11	0	110
構成比	46.4%	1.8%	4.5%	13.6%	6.4%	16.4%	0.9%	10.0%	0.0%	100.0%

(単位：人)



前回調査と比較し、構成比に大きな変化はなかった。

施設や事業所数の多い松江地域や出雲地域に加えて、邑智地域でのサービス利用が多いことがわかる。

(5) 居住場所別状況

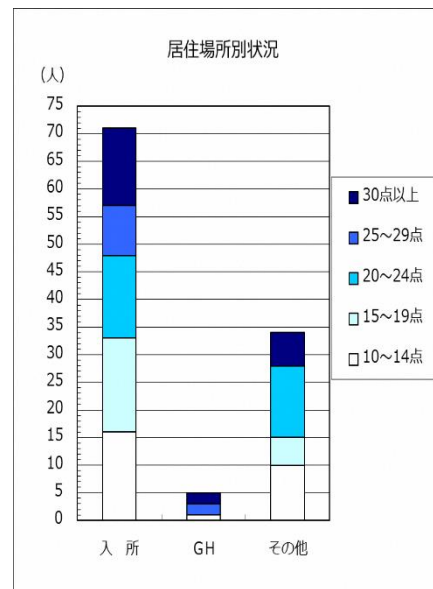
区 分	入 所	GH	その他	合 計
10～14点	16	1	10	27
15～19点	17	0	5	22
20～24点	15	0	13	28
25～29点	9	2	0	11
30点以上	14	2	6	22
合 計	71	5	34	110
構成比	64.5%	4.5%	30.9%	100.0%

(単位：人)

入 所：障害者支援施設又は障害児入所支援施設

G H：共同生活援助

その他：上記のサービス以外（不明を含む）



施設入所が約6割と最も多く占め、次いで、自宅で生活しながら障害福祉サービス事業所の生活介護を利用するケースなど、その他の項目が多い。

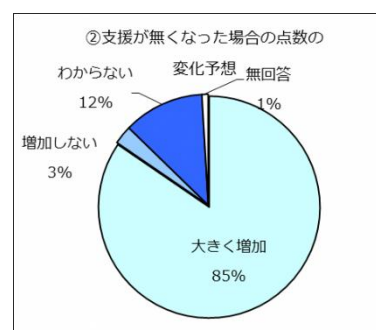
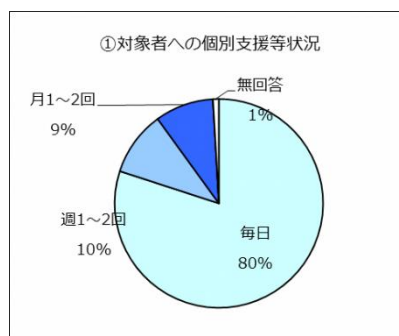
前回と比較して構成比の変化は特段見られなかった。

(6) 支援の状況

	①対象者への個別支援等状況					合 計
	毎日	週1～2回	月1～2回	行っていない	無回答	
	88	11	10	0	1	110
合計	88	11	10	0	1	110
構成比	80.0%	10.0%	9.1%	0.0%	0.9%	100.0%

	②支援が無くなった場合の点数の変化予想				合 計
	大きく増加	増加しない	わからない	無回答	
	93	3	13	1	110
合計	93	3	13	1	110
構成比	84.5%	2.7%	11.8%	0.9%	100.0%

(単位：人)



個別支援等状況については、全体の8割が毎日必要な個別支援を提供している。

また、現在提供している支援がなくなった場合の点数の変化についても、約85%の方が「大きく増加する」と予想しており、多くの支援者が個別支援等の重要性や有効性を認識していることが伺える。

（７）現在特に困った行動障がいの内容等について

特に困った行動として、本人の健康を損なう自傷行為や、周りの人の暮らしに影響を及ぼす奇声や他害行為、破壊行為などについての行動が寄せられ、その多くは以下のとおりであった。

- ・「予定の変更を苦手としているが、予定を変更しただけでパニックになる」
- ・「外出の予定をはっきり知らないと不安になり、パニックを起こすと噛み付く、殴る、蹴るなどの行為が見られる」
- ・「こだわりの行動を止められ、要求が通らないと支援者を叩く、噛む等の他害行為に繋がる」

行動障がいは、本人の障がい特性と、支援者の関わりも含めた環境の要因によって表出するとされているが、今回の書面調査では対象者自身の障がい特性のみが取り上げられ、行動障がい引き起こされる原因をその特性と捉え、対象者自身の問題として取り上げている意見が多かった。

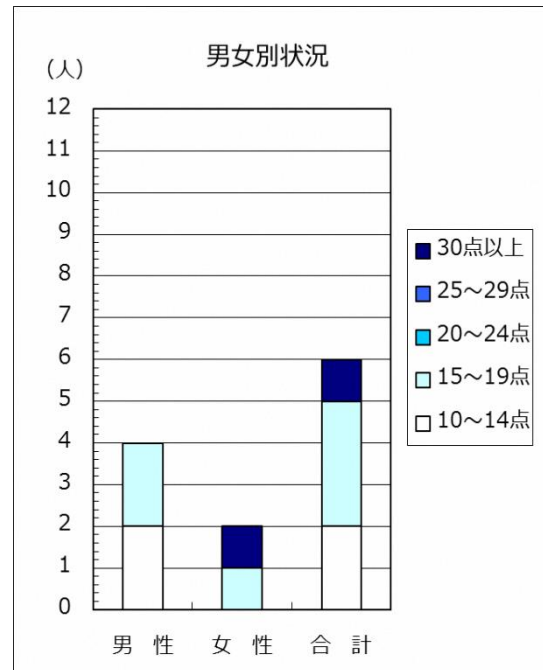
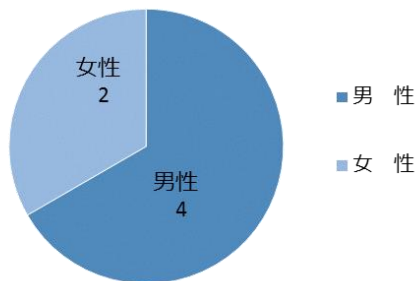
対象者の特性だけに注目するのではなく、支援者の関わり方も含めた環境との相互作用で行動障がいは引き起こされるという点を、再度確認していく必要がある。

3 特別支援学校の状況について

(1) 男女別状況

区 分	男 性	女 性	合 計
10～14点	2	0	2
15～19点	2	1	3
20～24点	0	0	0
25～29点	0	0	0
30点以上	0	1	1
合 計	4	2	6
構成比	66.7%	33.3%	100.0%

(単位：人)



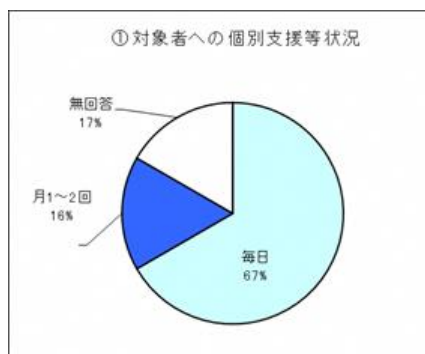
強度行動障がい児は6名であった。男女比は2：1であり男性が多い。

(2) 支援の状況

	①対象者への個別支援等状況					合 計
	毎日	週1～2回	月1～2回	行っていない	無回答	
	4	0	1	0	1	6
合 計	4	0	1	0	1	6
構成比	66.7%	0.0%	16.7%	0.0%	16.7%	100.0%

	②支援が無くなった場合の点数の変化予想				合 計
	大きく増加	増加しない	わからない	無回答	
	5	0	0	1	6
合 計	5	0	0	1	6
構成比	83.3%	0.0%	0.0%	16.7%	100.0%

(単位：人)



個別支援等状況については、約7割が毎日必要な個別支援を提供している。

また、現在提供している支援がなくなった場合の点数の変化についても、「大きく増加する」との予想が約8割を占め、個別支援等の重要性や有効性が認識されていることが伺える。

4 追加調査について

(1) 調査方法等
今回の書面調査で回答のあったもののうち以下の方に対する訪問による聴き取り調査を行う。 ① 調査票の点数が 20 点以上の方。 63 人 ② 平成 27 年度調査と比較して、点数の増減が 5 点以上あった方。 33 人（①と重複を含む）
(2) 調査時期
平成 31 年 1 月～2 月
(3) 調査対象機関数
障害者支援施設：9 ヶ所 障害福祉サービス事業所：13 ヶ所 障害児入所施設：1 ヶ所 特別支援学校：1 校
(4) 調査項目と結果 （意見の多かった順に列挙）
① 個別の支援方法等について ア、受け入れの経緯（時期、きっかけ など） ・ 特別の事情はなく、就学や卒業を契機に利用される。 ・ 他の受け入れ先が見つからず、圏域外だが利用開始となる。 イ、考えられる障がい特性 ・ 言葉でのコミュニケーションは取れない（理解、表出性）。 ・ 抽象的、曖昧なことへの理解が苦手。 ・ 特定の行動を何度も繰り返してしまう。 ・ 音や物など特定の感覚が過敏、または鈍麻。 ・ 集団で一斉に行動することが苦手。 ・ どうなれば終わりなのかを理解することが苦手。 ・ 結果を省みず突発的に反応してしまう。 ・ 偏った興味関心があり、強く固執してしまう。 ウ、現在提供している支援の内容や配慮している点 ・ 苦手な刺激（他者の動きや声など）に対して、視覚的・聴覚的に配慮している。 ・ 食事や散歩などは個別対応をしている。 ・ 変化の無い日課を提供し、机などのスペースは専用になっている。 ・ 視覚に訴えかける方法で見通しを伝えている。 ・ 関わり方などの手順書を作成し共有している。

- ・家庭や他事業所との情報共有をしている。
- ・支援者が孤立しないようにスーパーバイズをしている。

工、行動障がいが発生する要因

- ・普段と違うことが起きたなど、環境に変化があったとき。
- ・本人の伝えたいことが相手に伝わらないとき。
- ・声がけや対応方法など支援者の関わり方に違いがあったとき。
- ・寝不足や風邪を引いたなど体調不良のとき。
- ・支援者の障がい特性の理解不足からくる不適切な関わりがあったとき。
- ・分かりにくい環境に置かれたとき。

オ、認識している課題

- ・職員間で統一した支援が提供できない。
- ・本人に適していない環境だと思うが、変えることができない。
- ・本人に理解してもらえない伝え方が分からない。
- ・余暇が少なく、1人で過ごすことができない。
- ・興奮された時の対応方法が分からない。
- ・事業所や家庭で支援方法が違うのでうまくいかない。
- ・他者との兼ね合いがあり、本人だけの個別対応ができない。
- ・支援者に対する意識付けなど支援者に対する支援が難しい。

カ、前回の調査と比較して点数の増減が5点以上あった方について

点数が5点以上下がった方への支援内容等について（最大－33点）

- ・事業所利用から年数が経過し、対象者の障がい特性を把握することができるようになり、関わり方を見直した。
- ・視覚指示が入るようになり、多くの支援者がその必要性を感じられるようになってきた。
- ・支援者が対象者のこだわりを受容できるようになった。
- ・行動障がい起きた時の対応を統一できるようになった。
- ・対象者の苦手な刺激が分かるようになった。
- ・環境が変わった（個室、卒業など）。

点数が5点以上上がった方への支援内容等について（最大＋19点）

- ・利用する施設や事業所などの本人の過ごす環境が変わった。
- ・調査する支援者が変わった、直接支援する担当者が変わった。
- ・本人に身体的な変化があった。

② 施設・事業所の支援方針等について

ア、強度行動障がい（児）者の受け入れについての考え

・強度行動障がいがあるからという理由で断ったことはないが、すでに利用されている他者との関係性や人員体制など総合的に判断して検討している。

- ・施設整備や人的資源が整えば受入は可能。
- ・可能な限り受入をしていくがすでに待機者も多くいる。
- ・人的資源や支援力の不足や施設整備面の課題等から受入は難しい。
- ・様々な障がい混在している環境下で受入をしていくことは難しい。
- ・日常の対応に苦慮する方の受入はできない。
- ・現在利用されている方の支援で手一杯な現状があり受入できない。
- ・各圏域で受入をしてほしい。

イ、受け入れのために必要な施策

研修体制について

- ・強度行動障害支援者養成研修の優先受講や開催回数の課題
- ・家族を含めた支援者以外への研修会の必要性
- ・現場でのコーチングスキルの課題
- ・外部コンサルテーションの活用について
- ・強度行動障害支援者養成研修フォローアップ研修の内容

環境整備について

- ・管理者の強度行動障がいの理解に対する課題
- ・個室や生活環境整備のための金銭面での課題（修繕費用等）
- ・義務教育後の進路設定について
- ・幼少期からの適切な療育環境
- ・西部地区の拠点の必要性和、特別支援アドバイザーの増員について
- ・医療や各関係機関とのネットワーク体制整備

加算などについて

- ・重度障害者支援加算などの対象拡大
- ・報酬、手当での増額
- ・補助金の新設

5 まとめ

(1) 個別支援等と点数軽減への影響について	
点数の軽減は、「対象者自身の変化」というよりも、「対応する支援者の考え方」や「障がい特性に応じた支援を提供する」などの、支援者の関わりも含めた環境の調整を行ったことに起因するということが今回の調査から考察できる。	
(2) 強度行動障がい（児）者の支援者の育成について	
①	現在島根県では強度行動障がい支援者の養成のため、「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）」を東西部２ヶ所で開催しており、修了者数も毎年増加している状況である。また、障害者支援施設光風園における「強度行動障がい（児）者処遇支援体制整備事業」においても、年々、支援アドバイザーに対する相談や研修会の依頼が増加している状況である。 これらのことから、県内の障がい（児）者支援施設や障害福祉サービス事業所等での、強度行動障がいを有する方への支援の重要性への理解が深まっていることが伺える。 しかしながら、県主催の「強度行動障害支援者養成研修」については、受講の意思はあるものの、支援現場の事情により派遣できる人数に限りがあるなど、希望者全員を受講させることができない状況にあることが分かった。今後は、研修実施回数の増加など、受講の機会を増やす方策を考えていく必要がある。
②	「強度行動障害支援者養成フォローアップ研修」の内容については、実際の支援現場からの実践報告と支援者同士の情報交換を中心に組み立てることに加え、支援者のメンタルケアの重要性などに関する内容を取り入れるなど充実に努める必要がある。 また、医療機関や教育機関等にも参加を促し、強度行動障がい（児）者支援に関するより良い連携について考える機会としていきたい。 なお、今回の追加調査で、点数の軽減した方が多い施設・事業所等の特徴として、積極的に外部コンサルテーションを取り入れている傾向が見られたことなどから、外部コンサルテーションの有効性についても、研修内で啓発を行う必要がある。
③	支援現場の上司や管理者に対し、強度行動障がいへの認識や支援の必要性等について理解促進を図っていく目的から、各種養成研修等の中で、「強度行動障がいの支援」に関するカリキュラムなどを取り入れていく必要がある。
(3) 新たな報酬制度の設立について	
加算取得についての意見も多く挙がった。重度障害者支援加算Ⅱの取得要件は、「強度行動障害支援者養成研修（実践研修）」の修了者を配置し、行動障がい者の支援を行うことであるが、県内の施設・事業所等では、人材不足に起因して、従事者の人的配置の困難さから加算の取得が進んでいないことが明らかになった。 これらの課題を解消するための方策のひとつとして、県独自での加算の創設などについても検討していく必要がある。	
(4) 支援の普及及び啓発活動について	
県東部では、施設等の数も多いことから、施設等間で相互に支援方法等に係る相談ができる環境が整っている一方、西部では相談できる環境が不十分であるとの意見があった。 このことから、県西部にも強度行動障がい（児）者の支援等に係る相談の拠点を設けることが強度行動障がい支援の普及と啓発につながっていくものと考ええる。	

6 過去3回の実態調査の状況について

(1) 男女別状況

区 分	10～14点		15～19点		20～24点		25～29点		30点以上		合 計
年度	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
H24	18	10	15	6	11	3	7	1	6	3	80
H27	21	6	26	7	10	4	5	5	13	4	101
H30	19	8	18	4	21	7	9	2	17	5	110
合 計	58	24	59	17	42	14	21	8	36	12	291

(単位：人)

(2) 年代別状況

区 分	年度	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	合 計
10～14点	H24	5	8	10	5	4	0	32
	H27	4	12	5	5	1	0	27
	H30	9	5	4	2	4	3	27
15～19点	H24	2	5	9	5	0	0	21
	H27	1	13	5	9	3	2	33
	H30	6	4	4	5	3	0	22
20～24点	H24	0	6	3	2	3	0	14
	H27	3	3	5	3	0	0	14
	H30	8	6	4	8	1	1	28
25～29点	H24	0	1	3	3	1	0	8
	H27	3	4	2	1	0	0	10
	H30	3	5	0	2	0	1	11
30点以上	H24	2	6	0	1	0	0	9
	H27	5	8	1	2	1	0	17
	H30	5	9	5	2	1	0	22
合 計	H24	9	26	25	16	8	0	84
	H27	16	40	18	20	5	2	101
	H30	31	29	17	19	9	5	110

(単位：人)

(3) 利用サービス別の状況

	生活介護	施設入所	放課後等 デイ	行動援護 移動支援	共同生活 援助	障害児入 所	短期入所	就労継続 B	日中一時	居宅介護	合 計
H24											0
H27	78	54	3	8	3	6	1	4	1	3	158
H30	83	66	19	5	5	5	1	0	0	0	184

(単位：人)

サービス事業所等所在地域別利用状況

(地域別の内訳) 松江：松江市 安来：安来市 雲南：雲南市、奥出雲町、飯南町 出雲：出雲市
大田：大田市 邑智：川本町、美郷町、邑南町 浜田：浜田市、江津市
益田：益田市、津和野、吉賀町 隠岐：海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町

区 分	松江	安来	雲南	出雲	大田	邑智	浜田	益田	隠岐	合 計
H24	25	5	3	7	1	30	3	5	1	80
H27	49	6	7	14	1	16	0	7	1	101
H30	51	2	5	15	7	18	1	11	0	110

(単位：人)

(4) 居住場所別状況

区 分	年度	入所	GH	その他	合 計
10～14 点	H24	12	2	14	28
	H27	12	0	15	27
	H30	16	1	10	27
15～19 点	H24	14	1	6	21
	H27	21	0	12	33
	H30	17	0	5	22
20～24 点	H24	12	1	1	14
	H27	9	2	3	14
	H30	15	0	13	28
25～29 点	H24	8	0	0	8
	H27	7	0	3	10
	H30	9	2	0	11
30点以 上	H24	5	1	3	9
	H27	11	1	5	17
	H30	14	2	6	22
合 計	H24	51	5	24	80
	H27	60	3	38	101
	H30	71	5	34	110

(単位：人)

強度行動障がい（児）者実態調査実施要領

(目的)

第1条 県内の強度行動障がい（児）者の人数及び支援状況等を把握し、強度行動障がい（児）者処遇支援体制整備事業による適切な支援の推進及び県が実施する施策への反映等により、強度行動障がい（児）者の福祉の向上を図ることを目的として、実態調査を行う。

(実施主体)

第2条 調査の実施は、島根県が、社会福祉法人島根県社会福祉事業団への委託により行う。なお、特別支援学校に対する調査は直接実施する。

(調査対象)

第3条 調査の対象機関（以下、「調査対象施設等」という。）は以下のとおりとする。

- (1) 障害者総合支援法に基づく障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所
《対象となるサービス》
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）、就労定着支援、共同生活援助、自立生活援助
 - (2) 児童福祉法に基づく障害児入所施設及び障害福祉サービス事業所
《対象となるサービス》
障害児入所支援施設（医療型、福祉型）、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援
 - (3) 特別支援学校
- 2 調査の対象者は以下のとおりとする。
- (1) 障害者支援施設入所者
 - (2) 障害福祉サービス事業所利用（児）者
 - (3) 障害児入所施設入所児
 - (4) 特別支援学校児童、生徒

(調査の種類)

第4条 調査の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 調査票による書面調査
- (2) 聞き取り等による追加調査

(調査概要)

第5条 各調査の目的、項目及び方法等は以下のとおりとする。

(1) 書面調査

- ①調査目的 行動障がい又は強度行動障がいを有する児・者の状況の把握
- ②調査項目 入所児・者等の氏名、年齢、性別、施設等名、行動障がい調査項目及び点数、支援状況、その他
- ③調査方法 調査票の郵送による調査

(2) 追加調査

- ①調査目的 強度行動障がいを有する児・者の状況及び支援の課題等の把握
- ②調査項目 強度行動障がいを有する児・者への支援状況、課題、地域移行のニーズ等
- ③調査方法 原則として、強度行動障がい児・者への支援実施施設等への訪問又は電話による聞き取りによる調査を行う。
また、新基準での情報収集が必要と判断した場合には、個別に市町村へ情報提供等を求める。

(秘密の保持)

第6条 担当する職員は、調査の実施にあたっては、強度行動障がい（児）者のプライバシーに配慮するとともに、正当な理由無く、その業務上知り得た強度行動障がい（児）者等の秘密を漏らしてはならない。

(公表)

第7条 県は、調査終了後、報告書を作成し、個人情報に配慮した上で、ホームページで公表する。また、調査対象施設等に対し調査結果を情報提供する。

附則 この要領は、平成24年9月14日から施行する。

附則 この要領は、平成30年8月16日から施行する。